

公益財団法人日本陸上競技連盟
危機管理規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本陸上競技連盟（以下「本連盟」という。）における危機に迅速かつ的確に対処するために必要な事項を定め、本連盟の社会的な責務を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 危機

災害、感染症の発生、関係者の違法行為その他の事件・事故等により、関係者等の安全または本連盟の事業の遂行、財産若しくは名誉に重大な被害または支障が生じ、または生じるおそれのある緊急の事象をいう。

(2) 危機管理

危機が発生し、またはその原因となる事象の発生またはその発生の恐れが生じた状況において、危機の発生を未然に防止若しくは最小化し、または、前項に定める被害若しくは支障を最小化するために行う組織的な対応をいう。

(3) 役職員

本連盟の役員及び職員をいう。

(4) 関係者

職員、登録会員、指導者、競技会の観客その他本連盟の事業遂行に関係する者をいう。

(基本方針)

第3条 本連盟における危機管理の基本方針（以下「基本方針」という。）は、関係者等の生命・身体の安全確保を最優先の目的とすると共に、本連盟の組織、財産及び信用の毀損の最小化を図ること等により、本連盟の事業目的の円滑な達成の確保を図ることを目的として、違法行為、虚偽の事実の開示及び本連盟の社会的役割に照らして開示すべき事実の不開示による隠蔽を行うことなく、事象の正確な把握に基づき、適時に的確な対応を行うこととする。

(役職員の責務)

第4条 会長は、本連盟における危機管理を統括し、危機管理体制の充実を図ると共に、危機時における的確な対応に努めるものとする。

- 2 専務理事は、会長を補佐し、本連盟の危機管理の実務の最高責任者として掌理し、危機時における具体的な対応方針の策定等の危機管理体制を具体的に構築し、危機時における対応を実行するものとする。
- 3 理事会は、危機管理体制の構築及び危機管理について、必要な監督を行うと共に、適時に的確な決議を行うものとする。
- 4 役職員は、平常時・危機時を通じて、本連盟における危機管理体制が有効に機能するよう、自らも危機管理意識を持って、職務を遂行するものとする。
- 5 会長又は専務理事に事故があるときは、第1項及び第2項の責務は、予め理事会において定めた者がこれを代行するものとする。この場合、代行者が定められた者につき、本条乃至第6条に「会長」または「専務理事」とあるのは、「第4条第5項に基づく代行者」と読み替えるものとする。

(危機事象の報告)

- 第5条 役職員は、危機またはその原因となる事象の発生またはその恐れを認識したときは、直ちに、専務理事、事務局長または直属の上司に報告するものとする。
- 2 前項の報告を受けた者の内専務理事以外の者は、その報告の内容を専務理事に報告するものとする。

(危機管理時における対応)

- 第6条 専務理事は、前項の報告を受けた場合その他危機またはその原因となる事象の発生またはその恐れを認識した場合には、基本方針及び予め策定した対応方針に沿って、適時に的確な対応を実行するものとする。
- 2 前項に定める場合、役職員は、法令・定款及び本規程を含む諸規程を遵守し、会長及び専務理事の指示に従い、本連盟における危機管理が適切に行われるよう、自らも危機管理意識を持って、必要な対応を遂行するものとする。

(情報開示)

- 第7条 専務理事は、第6条第1項に定める場合、基本方針に沿うことを前提に、本連盟の社会的な役割に照らして行うべき適切な情報開示を行うものとする。
- 2 役職員は、第6条第1項に定める場合、前項に定める情報開示が適切に行われることを前提に、会長または専務理事の承認なく、危機及びその原因となる事象並びに本連盟の危機管理に関して業務上知りえた非公知の情報を開示してはならないものとする。

(規程の改廃)

- 第8条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

- 1 本規程は、2024年3月26日より施行する。